

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月16日

岩手県立産業技術短期大学校長 森 達也

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立産業技術短期大学校水沢校ボイラー運転及び整備管理業務
- (2) 履行場所 奥州市水沢佐倉河字東広町 66-2
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 業務内容 ボイラーの運転及び整備管理業務

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月10日（火）午後2時00分
- (2) 場所 岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町 66-2
岩手県立産業技術短期大学校水沢校 3階会議室

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 岩手県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「冷暖房設備の運転管理」及び「設備の保守管理（冷暖房・空調）」双方の業務の有資格者として登録をされている者であること。
 - (3) 令和3年1月1日以降、延面積8,000m²以上の建築物のボイラー運転及び整備管理を、12ヶ月以上継続して履行した実績を有する者であること。
 - (4) 入札日現在で、県南広域振興局管内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
 - (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務に係る委託契約に対する指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
- また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の

措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

4 入札保証金

免除

5 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札説明書の4に掲げる書類を令和8年3月2日（月）午後5時までに9（6）の場所に提出すること。
- (2) 前号により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (3) 審査結果は、令和8年3月4日（水）までにFAXにより通知する。

6 入札説明書の交付場所

下記のいずれかにより入札説明書を入手すること。

- (1) 下記の岩手県公式ホームページからダウンロード
<https://www.pref.iwate.jp/>
- (2) 下記の事務局窓口にて交付（必要な場合は事前に連絡すること。）
〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字東広町66-2
岩手県立産業技術短期大学校水沢校事務局
電話 0197-22-4422 FAX0197-23-6189

7 質問書の受付及び回答方法

- (1) 本公告について質問等がある場合は、令和8年2月25日（水）午後5時までに書面（任意様式。FAXによる提出可。）により上記6（2）の岩手県立産業技術短期大学校水沢校事務局へ提出すること。
- (2) 前号の質問等に対する回答は、質問者及び入札の参加を希望する者に対して、令和8年2月27日（金）午後5時までにFAXにより行う。

8 入札方法

入札及び開札は1（1）の件名で総価で入札に付する。

- (1) 入札書は2の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) その他 詳細は、入札説明書に示すとおりとする。
- (6) 問合せ先

〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字東広町66-2
岩手県立産業技術短期大学校水沢校事務局
電話 0197-22-4422 FAX0197-23-6189